

食 品 安 全 委 員 会 第 359 回 会 合 議 事 録

1. 日 時 平成 22 年 12 月 9 日（木） 13:59 ～14:38

2. 場 所 大会議室

3. 議 事

（1）食品安全基本法第 24 条に基づく委員会の意見の聴取に関するリスク

管理機関からの説明について

・添加物

2-エチル-6-メチルピラジン

（厚生労働省からの報告）

（2）肥料・飼料等専門調査会における審議結果について

・「セデカマイシン」に関する審議結果の報告と意見・情報の募集について

（3）食品安全基本法第 24 条に基づく委員会の意見について

・遺伝子組換え食品等「チョウ目害虫抵抗性及び除草剤グルホシネート耐性

トウモロコシ Bt11 系統とコウチュウ目害虫抵抗性及び除草剤グルホシネート耐性トウモロコシ *B. t.* Cry34/35Ab1 Event DAS-5912 2-7 系統と

コウチュウ目害虫抵抗性トウモロコシ MIR604 系統とチョウ目害虫抵抗性及び除草剤グルホシネート耐性トウモロコシ 1507 系統と除草剤グリホサート耐性トウモロコシ GA21 系統からなる組合せのすべての掛け合わせ品種（既に安全性評価が終了した 8 品種は除く。）」に係る食品健康影響評価について

（4）食品安全モニター課題報告「食品の安全性に関する意識等について」

（平成 22 年 8 月実施）の結果について

（5）食品安全委員会の 11 月の運営について

（6）その他

4. 出席者

（委員）

小泉委員長、見上委員、長尾委員、野村委員、畑江委員、廣瀬委員、村田委員

(説明者)

厚生労働省 森口基準審査課長

(事務局)

栗本事務局長、大谷事務局次長、西村総務課長、坂本評価課長、原嶋勸告広報課長、
本郷情報・緊急時対応課長、新本リスクコミュニケーション官、前田評価調整官

5. 配布資料

資料 1 - 1 食品健康影響評価について

資料 1 - 2 「2-エチル-6-メチルピラジン」の食品安全基本法第 24 条
に基づく食品健康影響評価について

資料 2 肥料・飼料等専門調査会における審議結果について〈セデカマイシン〉

資料 3 遺伝子組換え食品等に係る食品健康影響評価に関する審議結果について
〈チョウ目害虫抵抗性及び除草剤グルホシネート耐性トウモロコシ Bt11
系統とコウチュウ目害虫抵抗性及び除草剤グルホシネート耐性トウモロコシ
シ *B. t. Cry34/35Ab1* Event DAS-59122-7 系統とコウチュウ目害虫抵抗性
トウモロコシ MIR604 系統とチョウ目害虫抵抗性及び除草剤グルホシネー
ト耐性トウモロコシ 1507 系統と除草剤グリホサート耐性トウモロコシ
GA21 系統からなる組合せのすべての掛け合わせ品種（既に安全性評価が
終了した 8 品種は除く。）〉

資料 4 - 1 食品安全モニター課題報告「食品の安全性に関する意識等について」
（平成 22 年 8 月実施）の結果（要約）

資料 4 - 2 食品安全モニター課題報告「食品の安全性に関する意識等について」
（平成 22 年 8 月実施）の結果

資料 5 食品安全委員会の 11 月の運営について

6. 議事内容

○小泉委員長 ただ今から「食品安全委員会（第 359 回会合）」を開催いたします。

本日は 7 名の委員が出席です。また、厚生労働省から森口基準審査課長に御出席いた
いております。

それでは、お手元にございます「食品安全委員会（第 359 回会合）議事次第」に従いま
して、本日の議事を進めたいと思います。

まず資料の確認を事務局からお願いいたします。

○西村総務課長 それでは、資料の確認をさせていただきます。議事次第の紙のほかに、資料１－１「食品健康影響評価について」。

資料１－２「『２－エチル－６－メチルピラジン』の食品安全基本法第２４条に基づく食品健康影響評価について」。

資料２「肥料・飼料等専門調査会における審議結果について」。

資料３「遺伝子組換え食品等に係る食品健康影響評価に関する審議結果について」。

資料４－１「食品安全モニター課題報告『食品の安全性に関する意識等について』（平成２２年８月実施）の結果（要約）」。

資料４－２「食品安全モニター課題報告『食品の安全性に関する意識等について』（平成２２年８月実施）の結果」。

資料５「食品安全委員会の１１月の運営について」。

資料は以上でございます。不足はございませんでしょうか。

（１）食品安全基本法第２４条に基づく委員会の意見の聴取に関するリスク管理機関からの説明について
--

○小泉委員長 よろしいですか。それでは、議事に入ります。

最初に「（１）食品安全基本法第２４条に基づく委員会の意見の聴取に関するリスク管理機関からの説明について」です。資料１－１にありますとおり、厚生労働大臣から１２月６日付けで添加物１品目について、食品健康影響評価の要請がありました。

それでは、厚生労働省の森口基準審査課長から説明をお願いいたします。

○森口基準審査課長 それでは、資料１－２「添加物『２－エチル－６－メチルピラジン』の添加物指定及び規格基準の設定に関する食品健康影響評価について」でございます。

厚生労働省では平成１４年よりFAO／WHO合同食品添加物専門家会議（JECFA）で国際的に安全性評価が終了し、米国、EU諸国等で広く使用が認められている、いわゆる国際汎用添加物について、企業等からの要請を待つことなく厚生労働省が率先して指定に向けた作業を行っておりますけれども、今般この条件に該当する品目として、添加物２－エチル－６－メチルピラジン（香料）について評価資料がまとまったことから、食品添加物の指定等の検討を開始するに当たり、評価をお願いするものでございます。

2のところでございますけれども、添加物の2-エチル-6-メチルピラジンでございますが、構造式もありますように、2-エチル-6-メチルピラジンと2-エチル-5-メチルピラジンの混合物という変わったものでございます。添加物名としては2-エチル-6-メチルピラジンという形になってございます。

コーデックスの規格でも、その両者の配合比率についての規定はございません。含量として95%以上という規定になってございます。この両者の配合割合ですけれども、製造流通品を確認しましたところ、添加物名と同じ2-エチル-6-メチルピラジンの方が多くて、少ないもので65%くらい、多いものは76%くらい。一方、もう一つの2-エチル-5-メチルピラジンの方はその逆になりまして、多いものが34%くらい、少ないもの23%くらい、合わせて含量としては99%くらいあるという製品が実際に世の中に出ているようでございます。

用途としては香料で、海外における使用状況は焼菓子、ソフト・キャンディー類、冷凍乳製品等、いろいろなものに香料として使われているというものでございます。評価をいただきましたら、添加物としての指定について検討していきたいと考えているものでございます。

以上でございます。

○小泉委員長 ありがとうございます。ただ今の説明の内容につきまして、御意見・御質問がございましたら、お願いいたします。よろしいでしょうか。

2つの添加物の割合が変わっても同じ評価でいいということは、この2つはほとんど毒性は変わらないということですね。

○森口基準審査課長 はい。そこは評価していただければと思います。

○小泉委員長 分かりました。どうぞ。

○見上委員 こういうものはいっぱいあるのですか。

○森口基準審査課長 私は今回初めて聞きましたので、あまりないと思います。普通は成分名と添加物名と対でセットになっていまして、混合物はあまりないと思います。

○小泉委員長 ほかにございませんか。よろしいですか。

それでは、本件につきましては、添加物専門調査会において審議することといたします。
森口課長、どうもありがとうございました。

(2) 肥料・飼料等専門調査会における審議結果について

○小泉委員長 次の議事に移ります。「(2) 肥料・飼料等専門調査会における審議結果について」です。本件につきましては、専門調査会から意見・情報の募集のための評価書(案)が提出されております。

まず担当委員の見上さんから説明をお願いいたします。

○見上委員 それでは、概要について御説明します。セデカマイシンはマクロライド系の抗生物質で、日本では豚用の飼料添加物として指定されていますが、動物用医薬品としては使用されていません。海外では動物用医薬品として承認されています。

このセデカマイシンにつきましては、ポジティブリスト制度導入に伴う暫定基準が設定されており、今回、飼料添加物指定時の試験成績などの抄録等を基に評価を実施しました。セデカマイシンは遺伝毒性試験におきましては、すべて陰性の結果が得られていること。また、慢性毒性試験及び発がん性試験は実施されていませんが、13週間及び180日間の亜急性毒性試験では重篤な毒性影響は観察されておりません。セデカマイシンは遺伝毒性発がん物質ではないと考えられ、ADIを設定することが可能であると考えられました。

各種毒性試験において最も低い用量で投与の影響が認められたと考えられる指標は、ラットを用いた13週間亜急性毒性試験における雄の白血球数の低値で、LOAELは4.5 mg(力価)/kg体重/日でした。毒性学的ADIはこのLOAELに安全係数として種差10、個体差10、また慢性毒性及び発がん性試験を欠くこと及びLOAELを使用することによる追加の1,000を適用しまして、0.0045 mg/kg体重/日と設定しました。

一方、微生物学的ADIにつきましては、VICH算出式に基づいて、0.0088 mg/kg体重/日と設定しました。これらのADIのうち、毒性学的ADIの方が値が小さく、微生物学的な影響についても担保していると考えられますことから、セデカマイシンのADIとしては0.0045 mg/kg体重/日と設定することが適当であると考えられました。

詳細につきましては、事務局より説明願います。

○坂本評価課長 それでは、お手元の資料2に基づきまして、補足の御説明をいたします。

資料の 5 ページをお願いいたします。「7. 開発の経緯及び使用状況等」を御覧いただければと思います。セデカマイシンはマクロライド系の抗生物質でございまして、動物用医薬品として開発中に飼料添加物としての有用性が見出されたということでございます。日本では動物用医薬品としては現在使用されていませんが、豚用の飼料添加物として 1993 年に指定されております。海外では動物用医薬品として使用されているということでございます。ヒト用医薬品としては使用されておられません。

6 ページの半ばから「1. 薬物動態試験」について記載されております。7 ページの下から 3 分の 1 くらいのところ記載がございしますが、ラットと豚を対象とした試験成績からは、セデカマイシン A がこの本体ということでございしますが、吸収されましたセデカマイシンは速やかに組織中に移行した後、特定の組織に蓄積されることなく、速やかに尿及び胆汁中に排泄されるものと考えられております。

8 ページに豚での薬物動態試験、経口投与後の血中濃度を経時的に測定した試験の成績がございします。本体でありますセデカマイシン A は、いずれの時点においても検出限界未満ということでございまして、代謝物につきましても投与 6 時間後にはすべて検出限界未満になったということであります。

残留試験は豚で実施されております。最終投与 1 日後には検査したすべての部位で検出限界未満ということでございます。

9 ページから毒性試験の関係でございします。急性毒性試験の成績が二つございしますが、どちらの試験におきましても、経口投与では死亡した動物はなかったということでございます。

10 ページの「4. 亜急性毒性試験」の「(1) 13 週間亜急性毒性試験 (ラット)」は、毒性学的 ADI の設定根拠となった試験でございしますが、10 ページの下の方にありますように、雄で最小用量の 80 ppm 群、4.5 mg/kg 体重/日に相当いたしますが、この群で白血球数の低値が認められ、NOAEL が設定できず、この値が LOAEL となっております。

11 ページ「(2) 180 日間亜急性毒性試験 (イヌ)」でございしますが、重篤な毒性影響は特段観察されていないということで、この試験での NOAEL は 15.9 mg/kg 体重/日となっております。

12 ページでございします。「5. 慢性毒性及び発がん性試験」につきましても、記載されていますように、遺伝毒性が認められていないということと、急性毒性試験などでもこのものの低毒性が示され、残留期間も非常に短く、蓄積性もみられないということから、これらの試験が実施されていないということでございます。

「６．生殖発生毒性試験」に関しましては、ラットとウサギの発生毒性試験成績がございまして、NOAEL はそれぞれ 100 mg/kg 体重/日、10 mg/kg 体重/日となっております。

13 ページに「７．遺伝毒性試験」がございます。こちらの下の方、「８．一般薬理試験」の上でございますが、提出されたデータはすべて陰性でございまして、セデカマイシンは生体にとって問題となる遺伝毒性はないものと考えられております。

14 ページに「10．微生物学的影響に関する試験」がございます。こちらのデータに基づきまして、微生物学的 ADI が算出されております。

15 ページから「Ⅲ．食品健康影響評価」がございます。最終的な ADI につきましては 16 ページでございますが、先ほど見上委員から御説明いただいたとおりでございます。

本件評価書（案）につきましては、本日の委員会終了後、1 月 7 日までの 30 日間、国民からの御意見・情報の募集を行いたいと考えております。

説明は以上でございます。

○小泉委員長 ありがとうございます。ただ今の説明の内容あるいは記載事項につきまして、御意見・御質問がございましたら、お願いします。よろしいですか。

それでは、本件につきましては、意見・情報の募集手続に入ることといたします。

（３）食品安全基本法第 24 条に基づく委員会の意見について

○小泉委員長 次の議事に移ります。「（３）食品安全基本法第 24 条に基づく委員会の意見について」です。遺伝子組換え食品等 1 品目に関する食品健康影響評価につきましては、専門調査会における審議が終了しております。

まず担当委員の長尾さんから説明をお願いいたします。

○長尾委員 題が非常に長いので、ここは目で追っていただくということにしまして、資料 3 の 2 ページの要約に沿って概要を御説明します。

本トウモロコシの掛け合わせ品種について、申請者提出の資料を用いて健康影響評価を行いました。商品化される品種は 5 系統を親系統として従来の手法で掛け合わせたもので、5 系統に付加された形質をすべて併せ持つ品種です。

遺伝的分離によって本品種から収穫される種子には、合計 26 品種から収穫される種子と同じものが含まれることになります。8 品種については既に安全性評価が終了していますので、それ以外の 18 品種について同時に評価を行う必要があります。掛け合わせる前の親

系統については、それぞれ安全性の評価は終了しており、いずれもヒトの健康を損なうおそれはないと判断しています。

本トウモロコシの食品健康影響評価では、挿入された遺伝子によって産生されるタンパク質は植物の代謝経路に影響を及ぼさないこと、掛け合わせ品種は亜種レベル以上の交配でないこと及び摂取量・食用部位・加工法等に変更はないことを確認しました。したがって、遺伝子組換え植物の掛け合わせについての安全性評価の考え方に基づき、改めて安全性の確認を必要とするものではないと判断しました。追加等については、事務局から願います。

○坂本評価課長 それでは、お手元の資料3に基づきまして、補足の御説明をいたします。資料3の評価書は、今、御説明いただきましたように、5系統の遺伝子組換え植物の掛け合わせの案件ということでございます。

4ページに「Ⅱ．食品健康影響評価」がございますが、1．にございますように、挿入された遺伝子により産生されますタンパク質が4種類あるということでございますが、これらについてそれぞれ御検討いただきまして、5ページの真ん中辺にありますように、いずれの形質もその作用機作は独立しており、評価対象食品である掛け合わせ品種において、お互いに影響し合わないと考えられるということでございました。

また、2．以降にありますように、亜種以上の交配ではないこと、摂取量・食用部位・加工法等に変更のないこと。そういうところの御確認をいただいているものでございます。

以上より、改めて安全性の確認を必要とするものではないと判断されましたことから、これまでの取扱いと同様に、このものにつきましてはパブリック・コメントの手続を行わず、評価結果を関係機関に通知したいと考えております。

説明は以上でございます。

○小泉委員長 ありがとうございます。ただ今の説明の内容あるいは記載事項につきまして、御意見・御質問がございましたら、願います。

それでは、本件につきましては、意見・情報の募集は行わないこととし、遺伝子組換え食品等専門調査会におけるものと同じ結論、すなわち「『遺伝子組換え植物の掛け合わせについての安全性評価の考え方』に基づきまして、改めて安全性の確認を必要とするものではないと判断した。」としてよろしいでしょうか。

（４）食品安全モニター課題報告『食品の安全性に関する意識等について』（平成 22 年 8 月実施）の結果について

○小泉委員長 次の議事に移ります。「（４）食品安全モニター課題報告『食品の安全性に関する意識等について』（平成 22 年 8 月実施）の結果について」です。事務局から報告をお願いします。

○原嶋勸告広報課長 それでは、お手元の資料 4－1 及び 4－2 に基づいて御説明を申し上げます。資料 4－2 が報告本体でございまして、資料 4－1 が要約でございます。説明は要約に基づきまして、御説明したいと思います。

本調査は食品安全モニターを対象に、今年の 8 月 6 日から 8 月 27 日までを実施期間として、モニター 470 名を対象に実施しました。有効回答数は 401 名で 85.3%でございました。なお、参考までに平成 20 年において一般の人々 2,000 人を対象にしたインターネット調査もございしますので、それと比較の上で結果を見ていきたいかと思います。

1 ページ「1）食品の安全性に係る危害要因等について」です。今年の調査では、食品について「とても不安を感じる」「ある程度不安を感じる」という回答が 68.1%でございまして、環境問題や自然災害、重症感染、犯罪に比べると低いのですが、交通事故や戦争やテロなどよりは高くなっております。昨年の同様の調査と比較しますと、昨年は「とても不安を感じる」「ある程度不安を感じる」という回答が 76.8%ございましたので、昨年よりは低くなっているということでございます。また、平成 20 年度の一般の方々を対象としたインターネット調査における 90.2%よりも低い値となっております。

2 ページ。不安の程度でございますが「非常に不安である」「ある程度不安である」という割合が高いものとしては、有害微生物のよる食中毒、農薬、家畜用抗生物質等が上位 3 つの要因として挙げられてございます。また、多くの品目におきまして、インターネット調査の方が「不安である」という回答の割合が高くなっております。しかしながら、いわゆる健康食品についてはインターネット結果の方が割合が低くなっており、今回の調査結果との差も大きなものとなっております。

3 ページ。食品の安全性の観点から不安を感じている理由としては「安全性についての科学的な根拠に対する疑問」「事業者の法令遵守や衛生が不十分」あるいは「過去に問題となった事例があるため不安」というような要因が挙げられてございます。

食品の安全性に関して不安を感じない理由としましては、「安全性についての科学的根拠に納得」「行政による規制が十分」「漠然とした安心」が挙げられているところでござ

います。その中で、行政による規制が十分で不安を感じないと回答した割合と、行政による規制が不十分で不安を感じる割合を比較しますと、すべての事項において行政による規制が十分で不安を感じないとした回答の方が割合が高くなっているところでございます。

7 ページ。これは今回の調査で聞いたものでございますが、食の安全性に関する情報をどうやって入手しているのか、あるいはそれへの信頼性についての調査でございます。7 ページにおきましては情報源でございますが、一番高いもので新聞等で 74.8%、その次に食品安全委員会で 55.4%、テレビが 46.6%という順番になっているところでございます。モニターということがございまして、食品安全委員会が非常に高い割合を示しているということでございます。

8 ページ。信頼度でございます。これは食品安全委員会が非常に高く 71.3%。引き続きまして、新聞、厚生労働省、専門書・学術書等、大学・研究機関という順番になっているところでございます。

9 ページ「3）食品安全委員会が自ら行う食品健康影響評価について」です。これについて、モニターになる前から知っていたという人は 17%で、モニターになってから初めて知ったという人が 66.8%となっております。また、自ら評価の対象になっていますカンピロバクターにつきましても、食中毒自体につきましてもモニターになる前から知っていたという人が圧倒的に多くて 85.8%という割合になっているところでございます。

11 ページ。その食中毒によるものに対する情報源としては何かということで、もう少し絞って聞いてみますと、新聞が 61.1%、テレビが 55.4%、保健所等の自治体、その次に食品安全委員会というような順番になっているところでございます。

12 ページ「①食品の安全を守る仕組みの理解度」ですけれども、「理解している」が 42.1%、「ほぼ理解している」53.1%ということで、モニターということもありますので、高い比率になってございます。ただ、年齢別に見てみますと、若い年代の方が理解している回答が低くなっているということが表れております。

13 ページ。モニターからの理解度の変化ということで「食品安全モニターになる前からある程度は理解していたが、食品安全モニターになり、理解が深まった」というのが 52.1%、「食品安全モニターになる前にはほとんど知らなかったが、食品安全モニターになった後に知り、理解が深まった」という回答が 32.5%というような回答でございます。

14 ページ「③食品の安全を守る仕組みを理解してからの食品に対する安心感の変化」でございます。一番多いのが「食品の安全を守る仕組みを理解したことにより、食品に対する安心感は高まった」が 53.1%、「食品の安全を守る仕組みを理解しても、食品に対する

安心感・不安感に変化はなかった」が 40.6%、「食品の安全を守る仕組みを理解したことにより、食品に対する不安は高まった」が 3.4%という結果になってございます。

15 ページ。なぜ不安があるのかという理由ですけれども、「科学には限界があり、未知の問題が生じ得るから」が 61.1%、「複数の物質が互いに作用して生じる影響（複合影響）が不安だから」が 52.1%、衛生管理についての不安が 51.4%、ルールや監視がきちんと行われているかが不安だからが 51.1%という結果になってございます。

以上でございます。

○小泉委員長 ありがとうございます。ただ今の報告の内容あるいは記載事項につきまして、御質問がございましたら、お願いします。

○廣瀬委員 2 ページの表の中で、2 番目に農薬という項目がありますがけれども、たしか平成 20 年のインターネット調査では、農薬というのではなく残留農薬という項目になっていたと思います。農薬と残留農薬では若干意味が違うと思いますけれども、別の項目立てをしているということは、何らかの意識をして、そういう別の項目をつくっているということでしょうか。

○原嶋勸告広報課長 特に意識はしていないと思います。

○廣瀬委員 私は農薬でリスクミをするときに、タイトルが農薬になっている場合と残留農薬となっている場合があつて、やはり農薬と残留農薬ではちょっと違うのだろうなというのを思っていて、何でわざわざ変えたのかという疑問があつたのでお聞きしたのです。恐らく深い意味はないのであらうと思いますけれども。

○原嶋勸告広報課長 インターネット調査と今回のモニター調査は項目が若干違うのかもしれません。その辺は似たものを集めたということで、特に深い意味はなくやっているかと思います。

○廣瀬委員 もう一つですけれども、3 ページの「食品の安全性の観点から不安を感じている理由」に、安全性についての科学的な根拠に疑問があるということが書かれておりますけれども、これは平成 20 年度のインターネット調査ですと、この科学的な根拠の疑問と

いうところはもう少し詳しく書かれてありまして、例えば安全性の試験が不十分だとか、体に蓄積するのではないかと、後世代までに影響を及ぼすのではないかと、そういう詳しいことが書かれてあって、そういうことが書かれていると、リスコミのときにそういう面の説明をしていくと、皆さんは納得されるということがあると思います。

今回の調査では、そういうところまでは言及していないのですけれども、できることなら、そういうところまで言及していただきたいというのが印象でした。

○原嶋勸告広報課長 確かに今回は、特にその辺は詳しく分けて選択肢を示しているものではないですが、いただきました御意見を踏まえて、次回以降にその点で、リスコミとの関係で必要な情報が得られる形で、設問等を工夫していきたいと考えております。

○小泉委員長 よろしいですか。ほかにございませんか。どうぞ。

○村田委員 要約の方を御説明していただいたのですけれども、厚い方を見ると、もう少し経年的というか、過去からのデータが載っているみたいですが、この1年から2年の傾向と全体的な傾向は大体同じだと思ってよろしいのでしょうか。

○原嶋勸告広報課長 物によって若干ばらつきが当然あるかと思いますが、全体的な傾向としては各年とも同じようなことで、大きく変化はしていないものと理解はしております。ドラスティックに変化しているということはなく、確かに物によっては若干不安感が減っているとか、そういうような経過が見られるものもあるかもしれませんが、全体の傾向としては、それほど大きく変化していないと思います。

○小泉委員長 ほかにございますか。よろしいでしょうか。

要約版の2ページのBSEのところですが、インターネット調査は20年ですね。今回の調査は22年なので、これは単純にインターネットの人といわゆるモニターさんを比較できないのではないかと思います。恐らく意識というのは特にBSEに関してはどんどん変わっていくというのか、関心か薄れていくのではないのでしょうか。これを見るといかにも一般の人はBSEを非常に不安に思っていて、モニターさんは44%しか不安に思っていないと誤解を受けるかなという気もいたします。

○原嶋勸告広報課長 確かにこの調査は、モニターと一般の人という母集団の違いということもありますし、その説明要因としていろいろなものがあり得ますので、確かにこの表だけで必ずしも断定的なことはなかなか申し上げにくい面がありますので、なぜそうなのかということについては、それぞれ更に詳しく調べてみないとわからない面もあるかと思っています。

そういう意味で、この結果からあまり断定的なことを考えるのではなく、全体の傾向として、大体こういう傾向にあるというくらいに考えていくのがいいのではないかと考えております。

○小泉委員長 分かりました。委員の方々がもう少し突っ込んだ理由とかを知りたいということをおっしゃっていきまして、リスコミなどでも聞かれることが大抵はそういう点ですので今後もう少し深い調査も必要かとは思いますが、いかがですか。

○村田委員 先ほどの厚い方を見ますと、例えば平成 20 年度のデータを見ると、モニターさんのデータと一般の両方載っているのですが、それを比べると先生に対してはお答えできるのではないかと思います。

○小泉委員長 何ページですか。

○村田委員 例えば厚い方の 10 ページなどは、経年的に全部載っているのですが、一番下に平成 20 年度のインターネット調査と 20 年度の普通のモニターさんのデータもあるので、それを比べると両者の差はないみたいです。

○小泉委員長 同じ 20 年度を比較すると、あまり差が出てこないですね。それはいわゆる時間経過というのが大きく関与していたということですね。分かりました。ありがとうございます。ほかにございませんか。よろしいですか。

(5) 食品安全委員会の 11 月の運営について

○小泉委員長 それでは次の議事に移ります。「(5) 食品安全委員会の 11 月の運営について」です。事務局から報告をお願いします。

○西村総務課長 それでは、お手元の資料5に従いまして、委員会の11月の運営についての御報告を申し上げます。

まず食品安全委員会ですが、11月4日には、4品目についてリスク管理機関から評価の要請がございました。1品目について評価の結果を通知しております。そのほかは10月の運営報告と食品安全関係情報の報告がございました。

11月11日には、遺伝子組換え食品等専門調査会からの審議結果報告があり、意見・情報の募集に着手することを決定しております。

11月18日には、明らか不要の案件についての照会と確認がございました。17品目について評価の要請があり、2品目について審議結果の報告がございました。自ら評価案件のかび毒・自然毒の関係につきまして、評価結果を通知しております。評価の結果に基づく施策の実施状況の調査結果についての報告、フランのファクトシートについての報告がございました。食品安全関係情報の報告がございました。

11月25日には、専門調査会からの審議結果報告として2件、評価結果の通知が2件ございました。そのほかには食品安全モニターからの報告、安全ダイヤルの報告、窒息防止についての注意書きについて委員長から御指示がございました。

ワーキンググループ及び専門調査会でございます。11月19日に高濃度ギアシルグリセロールを含む食品に関するワーキンググループが開かれております。

添加物専門調査会が11月12日。農薬専門調査会評価第四部会が11月2日、評価第三部会が11月17日、幹事会が11月29日、評価第二部会が11月29日にそれぞれ開催されております。

微生物・ウイルス専門調査会が11月30日、遺伝子組換え食品等専門調査会が11月16日、新開発食品専門調査会が11月24日にそれぞれ開催されております。

意見交換会として、11月5日に東京都、11月8日に徳島県、11月9日で同じく徳島県、11月12日に愛媛県、11月16日に埼玉県、11月26日に滋賀県でそれぞれ意見交換会が行われております。

6ページに記載のように、講師等の派遣が行われたところでございます。

以上でございます。

○小泉委員長 ありがとうございます。ただ今の報告の内容あるいは記載事項につきまして、御質問等がございましたら、お願いします。よろしいですか。

ほかに議事はございますか。

○西村総務課長　ほかにはございません。

○小泉委員長　これで本日の委員会の議事はすべて終了いたしました。次回の委員会会合は12月16日木曜日14時から開催を予定しております。

来週13日月曜日14時から、遺伝子組換え食品等専門調査会が非公開。

14日火曜日14時から、農薬専門調査会評価第三部会が非公開。

15日水曜日14時から、農薬専門調査会幹事会が公開。

16日木曜日16時から、化学物質・汚染物質専門調査会清涼飲料水部会が公開でそれぞれ開催される予定となっております。

以上をもちまして、第359回食品安全委員会会合を閉会といたします。どうもありがとうございました。